日本一統志

八十六之十六
三
四五

四十二

862
160

類
號
册
41

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160

ガラス使用

日本一統志卷第八十二

目錄

一

村城廢興沿革戶口
土產
附十三次之大名波草貴評定
茶一柳之池田家伊東清川誠
吉報
一池田勝入與諸侯一書之
附伊東清川誠
附松平定信

福原達夫氏寄贈本

福原綾三郎氏舊藏圖書

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160　　ガラス使用

帝國圖書館藏

日本一統志卷第八十三

村城武勇傳附剛八

右當書言之

附十三次之大名淺尾

兵一柳と池田家伊

又宮本武

那て東武之の陣後

淺尾侯へ勤仕申す井伊

外閣老侯伯の日記と

〳〵委述之書十七〳〵

兵一柳軍法と彼

出所有〳〵池田家

閣

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160　　ガラス使用

155-160

の沙汰い箱根へ文を遣し沙汰いうと
なく合もなう兩御中へ届を遣すべく
行のうへ方々の屋敷を廻るべき
るいとも不及と申候公沙汰なくも沙汰へ
知文中書々遣候て沙汰運びて
候もの心得にて御座候并御合
申せうの兩御所へ御届申候
兩御例へ文書を遣し御
御所へ

相成候とこのうへの十二月の大名衆の
沙汰無之候并文二日以来是々方ゟ家屋
公沙汰文沙汰無之候及是非我々方のよう
も無之候へ共御所へ御中書を以方
ひろうへ申上候時兩御所へ
為御実意とて方の出馬ハ不
申て有ろうと又有まいの一条ハ并御文
無之候へ共御中書ゟ
村御老々へ届ゟ実ゟ銭も
村御兩御中書ゟ一倍御届ハ行ゟ

さて云しう酒の給まうけ厚も時の宝まめ通て思
斗大名共の招名乍ら君のお馬なれ
時々変んやあんし製ふわらの大名共へ向く書
席通きの論へ云ふれいく論のつまぬもし
宝共厚の村酌み招名と云平ひやせ〳〵かの唯
今そく一代一生の義助云ふ扇云重〳〵中亀云
唯今共伊勢文人やまふ一通の招状うへ家
席有云い中〳〵早速のあうふ有うう変招ものく〳〵系系
いう仰方へ又第又云ふ名方招名とえよ系うく
市嘯うる義助うく一重段ハット思ひ〳〵前乃

待ち共汗掛う席なうく池田三方馬い中み立ふ
箱国なれ〳〵の毒なう前文ひく〳〵席御う前大
名共の前〳〵又共伊勢文人やまふ一通の招状うへ家
市嘯うる義助うく一重段ハット思ひ〳〵前乃
きひう国席云沙室共方うく席御う云方へ又第又
大事の席安我と又天下う国のく〳〵
事ふれい百一大名の中ふく〳〵云室と生う招名
あ〳〵い一席ふ立う福禹方馬う文四月と切例〳〵
宝科の給云〳〵猿の須うん頂うう池田と添て十二
人の大名と六人ら人切〳〵招申人う仕須く
へき共伊勢文人う残うう討立馬う国〳〵さの

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

（後筆ながら記し候えば、人々
ひそかに名もの方の今度仕合に、よりよりの切の一戦は
十二度武勇を励し、彼長の城と称し、防ぎ
たゝかい、仰馬より落ちて、
いかゞ返すの彼長城のごとく、
ほどもせず十二人の名甲、好く等のごとき就
矢にて是ぜまり、かゝる
陣軍記と文くと切の軍実の同のごとく
大事と備え四月七日、
四列の節通村城に彼長責とぞ聞えぬ。

義勇を奮い、
の名甲う等思いの事の物てりさる某そう事ぶ石
ぱかの事まても急ぎまいと庵を出ず
幸多き人と義勇を奉れ一生の名誉
仕損の仕為うとぞ伝うなり彼の義勇服
をもさぬ。是若名子の新仁生山を奇
栃木県にて知の婦人にて武士の動
さぬ利屈と云て有る所行んとそうる人の報道
りお庵形をうつして十二人の出
さいかの不一や武士の名を地と称ぬ小男

村城南角之方へ
云云いまゝゝ軍評定
して此草城へ押寄
亜成村城南角之方へ
向ふ津和野の大将
牧中幸之助別に精
兵数百騎の城内より
突出し打取んと
名乗のゝしり
小姓

妙心寺和合一発以関代々一井伊家
一と申入通一の沙汰ふと名跡合
八月廿二日於皇の城と黄ん
人くら

福嶋左馬守　西則
細川越中守　右兵
加藤左馬助　和明
黒田甲斐守　長政
蒔田淡路守　高虎
京極佐渡守　高次

同　丹波守
田中兵部少輔
寺沢志摩守
生駒讃岐守
戸川肥後守
平岡石見守
石川主殿頭
一の両一池田三左衛門
浅野左京亮
増田右衛門尉
長束大蔵大輔
前田玄以
徳善院

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

堀尾信濃守　吉氏
山内對馬守　一豊
一柳監物　直末
松下右京亮　吉綱
けんそんの為に一の手向ひ郭戸門と称ん
とする所也此辺皆屋敷なり
中ほど一柳と加納との間を川筋
しう村長の屋敷若くは百姓
村長と云ふて門の
左右先陣とも称す池田家にても伊木清左衛

寄農生道ひく〳〵葉門を
抔ひ一柳監物と池田輝政
地に葉ありて不ひく〳〵川の
先陣の事なれども
此辺三方高くして
此辺は皆悉く湿田
お屋敷戸川の先陣
別して
陣の抔ありて
ひく〳〵半度ほど
と称ふ〳〵庭也せ〳〵ふ
寄農生道ひく〳〵葉門を抔ひ一柳監物と池田輝政地に葉ありて不ひく〳〵川の先陣の事なれども此辺三方高くして此辺は皆悉く湿田お屋敷戸川の先陣別して陣の抔ありて ひく〳〵半度ほど と称ふ〳〵庭也せ〳〵ふ

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

池田勝入と謀り一柳一益川勝
附伊東法橋播川越前額ヲ
奏一柳軍法ヲ破ル池田家ヲ閉門
ニ出許ス

那て伊東と一柳ハ等止
向ヲ加ヘ池田後ハ勝入
ヲ云ヲ彼此ノ
と川退ヶ川ヲ
芦輝政の旗本へ
意ヶ徳家ヲ代ヘ

…て通兎よ…平出…別他国仕…
…家名高き…一柳…池田一陣の士大将…
…清き…輝政の…旗本へ…家…
…向…其…川の…墨絵の…名…付…
唯今池田侯へ…使を…
…と称…て…家紋と相…
金…紋…る…陣…と一文字に…
う使を…呼…池田の…
…為…小川の…伊木…
…我等唯今…候を…
…儀は…渡場十丁…上り…
…て川向と…
…家…光別…伊木…
…拾…川上…
…進んと…伊木清…
入…振向き…輝政の旗本の…
…振る…家紋と…
…て…る…家紋向…
方…川上へ…振…

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

上へ登ること二十丁余にして伊吹の絶頂に至る
三十丁ばかりにして一柳監物高政と
揚る一国の士卒おのおの三万石以下二万石以上
智井より武百人 葦毛の馬に乗る
流星と切て落し 黒
ひげ武士馬上にて指揮の
柳の使者 葦毛の馬に乗る武者
一騎と練り来るのを見て
め一柳監物高政と
より南の麓を指す 同
よ

とに指し 思ひ〳〵の
百ばかりの馬上武者 唯
物と投して突下るの頭を川辺
波一騎と揚ることは
て あとより〳〵 続く騎
の士 東より西へ突ぬけ
そこより若武者 伊吹
方の城と信長黄 指し
一騎 森

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

青蓮寺と云ふ古寺有る云々是城尾信濃守清秋居城也
清秋の大切なる云々伊勢なの城高うえいてるる
始て伊勢と名乗へ其子孫毛利甲斐守
有り幸の子孫云々信長に被仕伊勢
の名字と云ふ此の時の陽負と號し武功の其
早竟池田家のお抱も被仰付小勝と仕え今三万石頭
る云々是皆伊勢清秋の勢の補佐う
云程なり北川水智次郎門と號う院
洲の伊勢う領へ川須り
沈田家の大名雖及

有り云ふ古蹟有る云々是城尾信濃守清秋居城也
山内一豊と略うて大軍家也く渡辺九兵衛川
り定なり云々大軍ゆ伊勢清秋に被仰付
伊勢清秋に被仰付うく渡り来せうと
云ふ一郷の百八清洲うえ
云へ其子孫に被仰付伊勢守と名乗
五人流て子孫清洲うえ
うえ洲うて向へよう伊勢守と名乗
一万石余伊勢清秋と名乗
と二万石余名乗り云々

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

川中島合戦ノ事

同名左京大夫義元ト一柳監物重家ト二度
ノ合戦ノ事

一柳監物重家ト云ハ元来三河ノ国ノ住人ニテ
ハ無之尾州ノ産ニテ候ヘ共其先祖ハ三河ノ
国ニ住居仕リ候ヘ共重家ノ代ニ至リ尾州ヘ
罷越シ候ニ付尾州ノ産ニテ候ヘ共三河ノ国
ニ住居仕リ候ニ付三河ノ国ノ産ニテ候ヘ共
重家ハ尾州ニ罷越シ候ニ付尾州ノ産ニテ候
ヘ共重家ハ尾州ニ罷越シ候ニ付尾州ノ産ニ
テ候ヘ共重家ハ尾州ニ罷越シ候ニ付尾州ノ
産ニテ候ヘ共重家ハ尾州ニ罷越シ候ニ付尾
州ノ産ニテ候ヘ共重家ハ尾州ニ罷越シ候ニ
付尾州ノ産ニテ候ヘ共重家ハ尾州ニ罷越シ
候ニ付尾州ノ産ニテ候ヘ共重家ハ尾州ニ罷
越シ候ニ付尾州ノ産ニテ候ヘ共重家ハ尾州
ニ罷越シ候ニ付尾州ノ産ニテ候ヘ共重家ハ
尾州ニ罷越シ候ニ付尾州ノ産ニテ候ヘ共重
家ハ尾州ニ罷越シ候ニ付尾州ノ産ニテ候ヘ
共重家ハ尾州ニ罷越シ候ニ付尾州ノ産ニテ
候ヘ共重家ハ尾州ニ罷越シ候ニ付尾州ノ産
ニテ候ヘ共重家ハ尾州ニ罷越シ候ニ付尾州
ノ産ニテ候ヘ共重家ハ尾州ニ罷越シ候ニ付
尾州ノ産ニテ候ヘ共重家ハ尾州ニ罷越シ候
ニ付尾州ノ産ニテ候ヘ共重家ハ尾州ニ罷越
シ候ニ付尾州ノ産ニテ候ヘ共重家ハ尾州ニ
罷越シ候ニ付尾州ノ産ニテ候ヘ共重家ハ尾
州ニ罷越シ候ニ付尾州ノ産ニテ候ヘ共重家
ハ尾州ニ罷越シ候ニ付尾州

先輝政よりこのかた大小名悉く三左馬
寺代のごとく有之候今以て一柳末
かしも此地加恩之筈のところ
於于爰輝政卒去并大罪の一科と
加増(かい)成(なし)
沙汰もなく輝政嫡子
なおし輝政相続せしも輝政
亜ん子お乳兎い沙汰の一柳末
我中なおう沙汰と有之候間
桐紋の
りこの一家柳生加恩
のごとく給地有之候
下まる迷惑之筈
の言之旅人是非
内と申ことに
寄代の忠臣仁義と
方へ輝政三万石なれども
住し柳末家の幸之忠節へ
川渡しの義仔細無之候
一柳末家の幸之忠節へ
輝政嫡子一柳監物
一書誠一柳
家柳生加恩
給地有之候
の如く

の底のごとくなりしかば
神子の文字も薄く
神子と二万石
と云ふ
遠物神子
されども
大切な思召
如何
同年
別
官位相当
日本一統志巻之八十二終

日本一統志卷之八十四

同塚

一神戸川源出伯耆國二部秀信之城（川のそば
安芸松又云第一橋通芸藩

日本一統志卷之八十四

神戸川　北田領中ヨリ一柳領ヲ流レ
所々ニ注ス三郡ヲ潤ス
兼松ト津田ヲ渡ス三郡ヲ潤ス
那ヲ神戸川ノ向ヘ出ル長サ六十間ヲ
誠ニ本造ノ橋ナリ然レトモ近年破損
夜右ノ三郡ヲ渡ス三郡一番田ヨリ
架ケ所一ヲ渡ト称ス
関東ヨリ川ヲ越ヘテ唯
汲川領中ヨリ長岩堀尾清野山
国ヲ過杉下ノ元中

一夜ゟ川へ落入しかい洪水ニ而
大軍の人馬いかせん其外流死
塚尾信濃守ゟ四人御使ニ而
陣へ参ル ゟ々堤之
相成候ゟ四人之
名ニ而 御触
て馬人別ゟ
下の事ニ
よつて
ゟ
ゟ

なれ共塚尾ゟ
の元一柳のよの大塚権
へ一ゟ先波草方津田
と一両ゟ雲形へ
い声と称
死せ一ゟい物始
揚し仰一四人の
ゟ四ヶ所
愛田権右
百九川元
ゟ

なお大塚権之丞ハ元ハ一ノ倉田ノ者ニて
振之助ニ従ひ一ノ倉田を実作前之不法ノ事ニ
の仮沼小新平ハ大塚ニ引組ミ仮沼小右ニ
二の力量有之ニ付大塚之ハ小右ニ
よと頼ミ右小右ハ大塚ニ組まて前之大塚
ニ戸数ハ拾軒余と川の中ニ沈田領中ニ入有
之ニ畳ニ一味ニ而と眼前ニ
川ニ家ニ入ニ而ハ馬鞍ニ乗ニ而
ハ仮沼小新平ハ実ニ拾ニ軒
早業ニ而ハ之ニ付ニ大塚ニ前

捨切ニ候通ニ而ハ領中ニ
候ニ付沈田領中ニ
書ニ家ニ振ニ
ニ候ニ而ハ小新平ニ
都方ニ前ニ
の場ニ
ニ振ニ
討ニ十人ニ
ニ九人討死ニ
監物ニ

大塚の原〳〵に光一方定
的ならぬ有と云ふ峠し
き迄大塚と云ふ茶屋
数人とせき〳〵向ふ
年とや池田海中る
て波風の名主士を
の物頭前田某
の一番隊歩行
延来ると一柳
上に陣取三ツ
今日の川越の一番通
一柳侯〳〵御通
て実検し
掛の小性小川助之進
左右の勝負のきまる
しゝ片鉾流
柱の穂先を前田
名乗掛〳〵
り
ひきなの跡

礼切合実合之思召候ハ、諏訪
付候ハ、初陣の事なれハ軍の
ハ百騎計ニ而も来迭候ハ、
一味の初ハ人数ハ何程ニ
てハ大小名の四ツ手ニ
立ハ、ハ武勇を取ニ
の甲乙ハ不知ニ
を取ニ候ハ、
初ハ、もの、ハ
川ハ、岡ノ
初ハ岡ノ
波阜勢
備ニ
波阜勢
弱名ハ
常ハ、
味方ハ

ハ雑兵押ニ
の後詰迭ハ、
川ハ、岡ノ
初ハ岡ノ
波阜勢
備ニ
波阜勢
弱名ハ
常ハ、
味方ハ

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

の乱雑〳〵後の
て
元来川越藩と井伊家の
後との芝川なれい二十
ものん〳〵その川中より一二丁の
馬人ずゝ通ず後通ず
これ通〳〵ず届り
御さず自ずそのまゝ
討ず後の十人と
の十人の方後ず芝川を二三丁ゞゝ

七八月ごの頃猛暑在川中より三千石の
ゞ馬人ずゝ足次て水少涼く西ず指が
ものり川と上り〳〵三丁もゞ
水の多ゞ陸の暑ずゝ
ず成ず後ゞ三千ゞ二千のれ
ゞゝ井ず陸のず
一足軍法のゞと
と文ゞ後と三ず四
ずり
ずゞ今日芝川

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160　　ガラス使用

の筆も名とゝめをぬ次草紙
の若艸ゑ悪前そ〻ゑ能歌
しゝ番毎元の津田翁ゝ命
芦毛のうとゝゑ〻梅ゝ年
なのゝゝ連獅芦毛のゝと
松又ゝ命ゝ能并ゝ言
強瓦前々ゑゝぬゑ芸毎元
右日接ゝ〻半度々菜前
と掛ゝゝよ能ゝ実掛
と掛ゝよ能ゝ実掛
イ手なの歌と討元ゝとも名捕
ゝ我家ゑゝ人と言
利瓦業
ゝ
求めゝゝ
ゝ
ゝ

のうち〳〵彼岸詰の討死家老の士ども二百廿七人
多く家来ども八十人余討死し、其外深よたる
千人ばかりにて〳〵彼岸より撤兵とふ射ふせし
て実康方〳〵勝を入しかば〳〵列藩会戦なり
けん実康方の中より内府陸軍の逆利元三
河元帥府元甲斐元の間けるへ急ぎ川越の軍
よりの令〳〵元年々

武蔵掃部　津田新十郎
沢井左馬　生駒隼人
林　兵十郎　尼子吉十郎

同　名馬
堀田小三郎　小坂助之
安井外盗　高岡半門
高　吉十郎　堀田豊物
武蔵清右衛　稲葉市左馬

廿六人の内外軍実中ニ
記し〳〵元ニ〳〵ニ組も多くの〳〵ニ
一柳監物の家来神
と内府公ニ〳〵ニ渡和ニ
彼岸ニ〳〵ニ

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

を始として勢ひきしと云ふ
と雖ども信玄北条氏康と年
戦場へ出張し甲乙となく
国府台の陣営罵詈の声
名の名乗合のごとし
海を信玄の来の名大船
年の秋楊龍寺山の名
りかの大船を指示
寺城より大船を信玄
神子の渡しと称
加納にも加へ
多摩吉沢の高
易く歩渡
也戦ふ事
人一所に加へ
寄手勢の陣営
信玄北条氏康
軍の松ふと云へ
の智と称し
寄手の陣
の名にて二千
白井城主
加納にも加へ
多摩吉沢の高
小溝を
天の雷を
寄手勢の陣営
信玄北条氏康

切ろみけ方の人数ふかゝるゆゑ則股を乗渡り
川そうよ吉へおゐ〳〵吾へ〳〵そこ
てけやとそ歌合の揚屋のそ合もそ定〳〵
川元のかけよの面〳〵後生〳〵そ後悪あんの景
〳〵さるそう今かし元今〳〵波草〳〵ゝ外ゝよ
〳〵ト廿六楊野辛三郎ゝて君〳〵川原屋半屋
八ゝ年若そう軍の事とゝ系ゐ仕せゐ〳〵ゝ後の〳〵ゝ
同利ゝ年一そう〳〵ゝ廿もゐ系古宇郎ゝ系指
川元生能ゝの外松そうアレ〳〵ゝ吾時揚ゝ外ゝ
云ゝ〳〵紅の井ゝと川連て三人の物及則股成

渡〳〵川そう付ゝ川元面と宇系の畑尾信濃守
家来七八人引ゝと指ゝそ〳〵ゝ石口ゝ物頭ゝも
の端折り追ゝそう〳〵川と渡〳〵ゝ
宇之〳〵ゝそ〳〵ゝ楊野辛三郎ゝて追し
中ゝも畑尾ゝ士そと二人迫場ゝそう宇外経
ゐ〳〵生能若壹ゝ前ゝそ〳〵人宇系
方の大の会ゝ前と渡〳〵そ〳〵川瀬ゝ前
ゝそ仕〳〵ゝ〳〵ゝ押〳〵ゝ
内山又助ゝ云畑尾ゝ士馬上み名宇系〳〵後ゝ
宇〳〵ゝ味ゝの前ゝ〳〵ゝ

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

助組外うち大の男と行足ら〳〵遠く四天平のそ日
投打ち〳〵馬上の部と拘却ち〳〵人の前ら
ら幸の前と申んせら〳〵二つの前と拘却ち〳〵と
うち川原う雪投とそん〳〵遠ら〳〵城尾う
家来十人平川返〳〵てみ迎外免波皐方の物取
者士〳〵表家老高取物取の物後投前の投ちれの
石平別んでも石一方れのちわってれ
のたちの士幸三ら人のお免せての徒ち〳〵不

次ハ大坂へ三府ち〳〵てお後と河原方
馬雪ち〳〵夫ハ迎ひも高〳〵ぬちそひ我等後
豊軍う〳〵来ち未ち申ハ大後へ沼ち
いえ迎生迎う智ち非常とそ〳〵人の実とそ
幸三幸ハ〳〵ち方の川原後若ち方名郷
動極と生ゆれも唯一ち
主人石方信のち〳〵孤皐
黄門秀信仁軍配何とそ〳〵城を投こち〳〵て
左右ち人叶て三千人の士幸と城中仁〳〵美ち不
ん投ち〳〵ハ大垣の城中仁〳〵三ち会於石堀さて

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

味方の大勝なりしへ共波多野秀尚城を守りて
容易に降参せざりしかば信長は秀尚の城へ
攻寄せ給ふ事もなく八上の城へ押寄せ給ひ
の防戦いかゝなるべきや評定区々なりしに
今度八上の城を攻落さるゝ事は信長公の御
武勇の程を天下へ知らしめ給ふべき為なれば
周中を残らず一度に攻寄せ給ふべしとの
御下知なりければ羽柴筑前守秀吉を始め
惟任日向守光秀丹羽五郎左衛門尉長秀
津田七兵衛信澄蜂屋兵庫頭頼隆等
一万余の軍勢にて八上の城へ押寄せ
攻戦ひけるが城中より鉄砲を打懸ける事
雨の如くなれば寄手の者共も手負死人
数を知らず然れども城中の者共も
防ぎ兼て降参を乞ひければ信長公
御許容ありて城中の者共悉く
退散すべしとの御朱印を下されける
依て城中の者共悉く
退散せり

波羅へ入らるゝ付て討死せんと覚悟
決定せし者共ども波羅へも入
ず一の宮へ引て行き三好の者と
一手に成て戦ひ給ふ
其外にこもりし浪人共又は
の五百ばかりの者共
信長公の十二の御子
若年なれども八備を
一城へ入らるゝ事
しておのれも
野と共に

軍ニ至リ三通ニテ討死セント云ヒ
不取敢ニテ何モ書ト指ク〻ノ川筋ニ向ヒ
シ迄ニ成ルト云ヒテ波阜城ヘ入ル辛三郎ハ
及ヒ難キヲ軍使ヲ以テ云ヒ大垣ヘ川迄セハ白井孫
共ニ向ヒ迄シ〻ト云ヒ大垣ヘ入ル
ヲ見ハヤト云ヒ若ヨノ方ヲ討死セル者ヲ
ルト云ヒ長ク〻ト云ヒ居ル内ニ方ノ雨ノ
一後見セン波阜ノ加勢ノ方ヲ
我等ヲ〻ト囲ヲレシ〻ト云ヒ
ヲ云ヒケル辛三郎ハ

せ[illegible]今度汁を候の[illegible]河の[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]毎[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
候好き[illegible]中納言[illegible]
[illegible]日[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]

四向共ニ〳〵と〳〵と〳〵と〳〵と〳〵と〳〵上ニも附て有
八面四さまをか〳〵ミ是ハ〳〵ハ書れ其魂附て有
有ゝ〳〵〳〵有〳〵

一所附院嬬餅洞好信士

と号〳〵慶長年中ゟ享和八年ニ至ル百廿年程ニ成ル今年迄二百年
ニも元和八年ゟ〳〵今年迄二百年と云ふ〳〵四面ゟ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ

杉南部左兵衛尉信元ニ九月九日
亀梅川武雪迎ニ出ル信元ニ面会
ス云々ト叫ハヽ〳〵ト呼ハル
掛〳〵少許渡川向ヨリ芝ヲ荷ヒ
大角ト仕掛ヲ川ヲ渡ル梅川
ト始テ東ヲ云人モ有通セ有様
ト信元亀ヲ見ヲ仕ル〳〵ト押来ル
ヲ梅川ヲ西方ヘヤ
寄衣ト洗通ノ中武雪ハ自根ノ福源度ヲ
使ヲ入ヲ仕ヲ取ル仕ヲ取

の歌使とて耳鼻とおそくう法
常う噂る者なり而石いま奴うに
け走う宇約の土と古右耳掛
しきはみめしと吐し第くく
なるし遠手み和きうく遠迄し
と大塚宇右迄来くく杯よとなん
剣一沼三別へやい権門う使
高迄ん酒しいう帖よ何ん杯
動くく宰へきんとの歌と激
加権門小保け使うけ方の仕合
中み抓んくく徹底いせんとい
行ケ鼻と貴ふ大よの大ねう
之法と兼て計方もないと
しん三別も皇国の古う云抓
通ん社の法別我慢の大石
い度くけきて迄方と吐うる
の家来いるもう大塚宇右
ん乃ふし思い歌んう帖
百事云地法ひも帖のこひ
へう三別吐言下児寺家と

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

時をまちなほとゝ
きと教へ一日も
とゝ
大塚宇右ヱ門
と申ス一日ニ掛る
思ひしかな
この後幸ひ
家老ニ
と云利
とをお
寺九の枝浦家老ニ大剋の
ゟ福島行ゟと云家老
ゟ
庭の
ゟ
ゟ
ゟ

を投宿す翌廿一日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿二日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿三日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿四日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿五日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿六日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿七日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿八日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿九日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す晦日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す

文政十一年戊子正月朔日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す二日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す三日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す四日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す五日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す六日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す七日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す八日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す九日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十一日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十二日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十三日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十四日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十五日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十六日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十七日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十八日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十九日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿一日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿二日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿三日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿四日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿五日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿六日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿七日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿八日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿九日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す晦日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す

二月朔日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す二日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す三日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す四日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す五日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す六日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す七日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す八日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す九日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十一日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十二日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十三日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十四日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十五日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十六日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十七日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十八日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十九日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿一日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿二日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿三日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿四日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿五日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿六日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿七日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿八日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿九日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す晦日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す

三月朔日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す二日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す三日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す四日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す五日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す六日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す七日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す八日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す九日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十一日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十二日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十三日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十四日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十五日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十六日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十七日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十八日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す十九日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿一日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿二日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿三日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿四日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿五日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿六日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿七日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿八日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す廿九日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す晦日の朝も雨ふりつゞきたれば止ず逗留す

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

日本一統志巻第八十四終

日本一統志卷之八十五

目錄

一 淺野幸長一名彈正少弼福島正則一名左衛門大夫共貢掛川
一 細川忠興一名越中守忠興家士第四七第一番

日本一統志巻第八十六

淺野幸長一よと云ふ慶長

附福原正則法華大

此ハ八月廿二日の年のこと

今ゝ云ふ軍使の往来有

の元ハ戦功抜群よりて大

誉候の主よりて能申

授の給ふゝゝ栄誉千

実ゝうの如く今ハ

同じ名なも十三代の

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

物を大切の宝物なる古風にて
みゝうこゝろ元の杖なる風をお求めるのなき大
名小名へ悟ひ初りと言ふを
て支へまる十三枚をお祝ひ
んひを大小城へ押へとふ重ね
軍よみ十三枚を前を並ひ十三枚牛れ城をせ
合せ〳〵峯代りみ大事の紙をるとか〳〵押へ
の事十二人の京なる大名同代と片摸痛
なれる勝代と云ふ〳〵毎年
るとえゝやと云ふ〳〵事ふ

田中弥助倅　　戸川犯馬

奈山　法市

廿人ニて云々向八月廿二日の夜ゟ入ニ波皐無費
ニ日ニ定免事九ツ大ゟの割ニ而　福島正則と
云ふて細川越中守忠興奥ニ而領七百石ニ賞ニ
ル荒神洞ニ而古屋敷ニ遣ハさる
京極丹後守　　同若狭守
福龍寺ニ在ル
浅野左京亮
掛ニ井の石川ニ

の頁合戦みけ等往の共ふし
汁元亀一ふり浦野左衛門幸長ハ廿度十二
頭の大名井の大将と云人数物めし三千余ふ
掲就守宮へ進一ふ向ふ都合六ふの物とふふ
多ふ押向ふ内ふも進二百人斗一枕に抜ふ物
実ふお稲久持菱のふふ浦野
物先よへをふ若共ふ付抜の来ふ物ふふ実
並へ五ふふ歌方の武勇ふふ
向ふふ浦野新左衛門ふ共浦野門
ひ共ふふ入並ふ多抜ふふ

新左ふふ多抜ふ名ふふ二百人斗の抜の
へ実ふ入ふみふふ散ふふ向抜十七年ふり
ふ二番抜将卿ふ指ふ名ふふ
九十七人の共ふ振ふ向ふふ
並浦ハ二人実ハふふ多ふ
功ふ合ふ
二番抜の将卿ふ指ふ二人
てふふふ城中ふり始ふ
踏ふ四五十人の共ふ二ふ
ふ折ふふふ和元旦ふふ指

大隅守宗信二命ぜ[illegible]二人[illegible]
ゐ討ん[illegible]城へ[illegible]川へ[illegible]
場二芝居の[illegible]
へ入清郎幸長家[illegible]
本城[illegible]の後述掛合
家掛き歌と述[illegible]
[illegible]
塀へ[illegible]
投打[illegible]

切牙悔め[illegible]
小掠と[illegible]
黒坂城の[illegible]
[illegible]
続て[illegible]
を掛合[illegible]
筒え[illegible]
七郎と[illegible]
[illegible]
[illegible]

声を揚げて女松一本宗八を呼ぶ宗八も女松も之を聞き
亀八を女松も之の雪吉左衛門を婿養子のごとく
なり貴度茶々丸よの末を大よの末と云迄一族打寄
て云々其の節の世話人
末子狂ひなを城名人
一左右より揚る二人
猿切房一亀時弥五
と川狩の大吉よ
狂しうと云揚るなれ松浦源
汗末子明る宗
入女松

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

[illegible]可四郎文義[illegible]
池田家の先手の仕方[illegible]
黄の[illegible]池田家の通る[illegible]
[illegible]下児[illegible]
の主家へ[illegible]
煙了以掛[illegible]
法用[illegible]池田家の智謀[illegible]
水と存せり[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
八人[illegible]
徒歩[illegible]
[illegible]
福原[illegible]
[illegible]
西別の一陣[illegible]
と名[illegible]
新助十九[illegible]

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160

ガラス使用

ヤウト終ニ入レ之ヲ額ノ如ク
来ル堂ヲ築キ之ヲ進ト号ス中ニモ其
始メ之ヲ一猪ト名ケ又ハ大力量ト云ヒ
カシ又ハ其ノ男自慢ノ雪七十悟一ノ如キ
根ノ如キ本力ノ出ル所ヲ知ラス進ミ
ハ古城ノ門ヲ破リ本造方ヲ結ヒ
挿ンヲ防戦ス本造方ヲ結ヒ
一門七人ヲ同没後程ヘテ二位中将信忠
等ノ如ク会力ノ技ヲ以テ流人ヲ防ク

ル所ナリ信忠ハ信長ノ嫡子ニシテ
勇略ヲ以テ称ス二百年前ノ武雪ト
ク遜色ナシ近年家老藏ヲ
七年國替ノ節ハ其ノ城ヲ毀ツ
信茂ハ於本ノ孫三七度目害ノ
則ハ大雪ノ士ヲ以テ先ハ八百石ノ
家定ノ時ニ及ヒ七曲ハ
トヲ名ケ今ハ長尾与人ヲ改
一稲葉家ノ二番頭ノ
城ヲ守ル

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

〳〵遅参〳〵家別〳〵の柄と成て車
ひきて
牧方馬かた雲山庄右衛門後年〳〵両職大坂介号村井茂
け共そもるの四方よい前号ゆ家なて退之〳〵
茂〳〵〳〵け智とぬうそもるとも〳〵一〳〵朱戸号号
にへ介〳〵
細川藩中号の士大よい武勇を振ふ
附方真家士茂四ゆ七号一妻子〳〵
家ん細川家長臣有吉牧毎〳〵有吉ふ号号生年
十八号和陣ゆ〳〵〳〵父牧毎〳〵和陣なれ〳〵て

ゆ柄なくてい一家中の士共の畑りふ父〳〵家名も
相続仕難〳〵とく〳〵時の〳〵名ゆ〳〵てふいつ共討死
〳〵之介号必〳〵之ゆ父と牧ゆ〳〵成し
〳〵号長ん〳〵号馬せ〳〵ふ号号咋介共家ゆ〳〵
波年方の士ふよの方〳〵ふ号牧ゆ〳〵歩向と
牧〳〵牧ゆ〳〵歌の方日と別ゆ〳〵亜ん家ゆ下
〳〵〳〵前と〳〵る若輩と〳〵るの〳〵ん〳〵ん
ふ号号と大切ゆ存〳〵和陣の〳〵
ゆ柄ん〳〵ゆ〳〵ん〳〵四ん有〳〵前と号ねの実
挨ゆ〳〵ゆ〳〵ん〳〵と号号号〳〵ふ〳〵と

知〻等使の者ゐ〻い前さ
屋〻有名牧馬ゐるの多命前
ル多の毒ゐ〻よ総かい〻て
の歌を多て約んとさうと一か〻
い歌そうよ〻ゐり切まるとよ抽先原拠合務
る記者と突屋〻あんて方う前とえ歌の芳意
左右ゐう多命ゐ探と抽〻ゐ多ゐ百吉う
芳意ゐ人多ゐて〻〻家討ゐ
是〻〻多ゐ抽と吉〻ゐ〻と細川の於本
い馬と吉〻〻技ゐ〻竜う於ゐ細川家一番前

〻別て賞被ふ屋〻〻〻
細川家の吉ゐ多命と田〻
ふうい柳田文助邸尾張波ち
波草城大よ〻ゐ〻い細川家
に〻ゐ城中ふう中馬待名ゐ
文茂市左近第縄
計市左ゐい信長云営歌
新文命ゐゐ〻第縄い新五命初陣ふ言
公ゐ多近ふう茂所の毎
右のゐ人ゐ〻〻休吉左ゐ〻名ゐて三人事を

[illegible]実[illegible]を汐村[illegible]八と名乗て三人[illegible]
と合[illegible]う詰方市左[illegible]う頬[illegible]そう再[illegible]を実通
[illegible]るい[illegible]共振[illegible]不[illegible]合病[illegible]て[illegible]い[illegible]
中[illegible]病者[illegible]へ[illegible]ば[illegible]と[illegible]
村[illegible]八[illegible]と[illegible]ば[illegible]端[illegible]
と[illegible]入[illegible]川組[illegible]う七八[illegible]下[illegible]
[illegible]う[illegible]と城[illegible]の[illegible]者[illegible]
のそうみ実[illegible]別[illegible]い又二[illegible]人組合[illegible]
物[illegible][illegible]う戈八仕合[illegible]
[illegible]う雷士[illegible]大[illegible]

打[illegible]ば[illegible]同[illegible]
と[illegible]い[illegible]商[illegible]ら[illegible]の仕
分合[illegible]一[illegible]這[illegible]
実師六右[illegible]同[illegible]
うまと[illegible]来[illegible]ば[illegible]
三別一[illegible]庵[illegible]
三ね[illegible]ば[illegible]
[illegible]い[illegible]
ば[illegible]
[illegible]
[illegible]

（一誠中ヲ以テ人教ヲ
テ下ヲ知ラ有テ
ト云ヲ以テ
ラ分ラ
と千石ヲ
合ニ
の文八
私ヲ
も加用ヲ言ヲ
方ヲ

那下清兵衛ト申ス者ヲ以テ
加増ヲ以テ人方ヲ合ヲ
澤村ヲ八若年ヨリ大
名ヲ一ノ
市ヲ所ノ
テ随ヲ
知ヲ
ト号セ
（細川家ノ士沼田小兵衛ヲ
来ル今朝澤邨ノ

せ一往の城門ゟも之の雪士大ゟ〳〵考まて家を
破〳〵まて〳〵ハ生ゟ松甲ゟなハる〳〵石ニ文十〳〵伊勢
〳〵と指〳〵考家戦〳〵い手
出〳〵打出〳〵家ゟと家ゟ打ハ
頂死人同と勢ゟ〳〵有ゟ
外の家人ニ別の勢ゟと
中ゟ〳〵射ゟ〳〵打ゟ〳〵
の城ゟの働ゟ張〳〵て退ゟ

真の合戦細川吉事以ゟ
大吉上ゟ〳〵下ゟ知せ〳〵ま〳〵
指ゟ討死の味方大ゟ
討死せゟ大ゟ〳〵入〳〵討死
かゟ〳〵事成と田元手の摂〳〵指ゟ
なゟゟ討死の場の
〳〵と大ゟ〳〵ゟ
の元の吉ゟ元と討せ〳〵

籠ゟ事

久野三大夫

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

有しそのまゝなれバ天下へ名と営し
るところの孫柱をて歌津守り止まり
亀和川家のそよの士大将軍
春を掛そなれい若殿士幸と動れ
咋今のち加い天下通そいい若殿石山秋之助右
衛門ことを南家うろの定代み秋さんと雛威り
捉そ〳〵石垣へよりるうち大将の為の咋今返討死
ふ秋り名家中の面〳〵城家
家一番を一番首そう拵なし天空の軍そせ
幸唐の軍い石一番そうそしうる第四助右衛門
サア定代のそて家今後死ぐ〳〵ふ秋
戸殿を添有定代しそ家入り名小金とふ屋家
うりうる天下れ通きのそ定第四助右衛門家
と話方うそと拵てそし溝よりる城中うり
けれ五二ても金大向そ拵〳〵歩行り危
五前なれの五ふ定代み秋さんと雛威り
八よう話しそを五二第三の定第一の城家る
へ南〳〵名々猛しそいつ大定第一の城家る
きい石垣の上塀の中八うり落し行よ忽討死せ
北類いるさ通り助水通助石谷平八岩村

新発意四人ヲ始メ従ヒ続テ討死ス此
元も大ヨリ之ノ如キ細川家ノ松井武勘ノ婿ニ
歟十三人討ル一ヶ所ニ於テ姓名不知二御法例ヲ
帝釈ニ有ル川掃ニ逆ラフヤ今日大ヨリ之ヲ鬼ト
あるニ細川家ノ老臣叶ハヨリ討死ス
栗一ヶ所ニ於テ兵四伽ノ婿ニ
右ニ戸障ヲ作リ家ニ
元ヨリ石垣ニ討死
城中勢ヒ出テ
て出陣ヒ帝釈ヲ
ノ大将ニ討死ス
有ル伊家ノ従ヒ
ヲ父ノ家ニ
百代ヲ経テ
討死セヨ
虎ニ
計虎ヲ
城方ノ
歌ヲ八人ヲ

七帝崇ヒヲ
一大将ニ討死ス
有ル伊家ノ従ヒ
ヲ父ノ家ニ
百代ヲ経テ
討死セヨ
虎ニ
計虎ヲ
城方ノ
歌ヲ八人ヲ

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

之一ノ城を生ずる事一ノ如
安藤帯刀父子を殺す大よ虎にと再び
返ノ地をうつて城を脱ス
帝十五年の冬古今を
又事と用ひ実てなんとうらとえて其日
七帝憤激してあの事ノ罪ひ
七人地と打ス唯今罪ひ
ち実行をつと宛ス
家の若き其日ち七帝なる
後の初陣の若きえ

よの如く対決して返答を遂ぐ
べく〳〵と云ふ共未だ〳〵と両服
八吉村又市大よ〳〵通〳〵んと
寒きて通り兼し潜り抜ん
えまじ抜残りの城兵共入〳〵
前のそよ〳〵と云ふも力
城の兵の跡より又そ〳〵入
彼兵作うと振向〳〵ても
抜万の城〳〵也入うり城門の
うこのよの入へきやみあ〳〵

別紙本と

抜ん〳〵又市〳〵梅本
本〳〵と抜〳〵又市そよの
ぬきをふるし兵ごとく〳〵
松京兵衛洪〳〵そ
出〳〵う〳〵兵衛と抜〳〵
如〳〵福嶋西門吉村又市
已〳〵〳〵二度名乗り
ぬるう

防国代井行事よ〳〵
〳〵九福嶋西門一番

吉村又市左衛門宅ヲ系統大利根安慶阿
後住ノ元二百石ノ又市ヲ百石ノ知行ヲ
キ一吉村又ヲ一改ム天下名代ノ
う

けそ大よう福寿和川のお家来大よと
ヲ一也ヲ外の大名ノ元福寿家来ヲ二ノ内門番ヲ
勢ノ元福寿家来ヲ二ノ内門番ヲ
云い大よう和川一よ何方ヲ
下ヲと西川の家来渡ヲ
大よの門松の塀ヲ人ヲ

一まへ城門塀裏ヲ
役一早業ヲ役ヲ二本ノ
様の松ヲ植ヲ
よ一ヲ一ヲ人の歌ヲ
和ヲ処と塀のよう
一あヲよ早ヲ
ル一味ヲ招ヲ
栄一右の様二本ヲ
係ヲ一ヲ
よ一ヲ

実生一ヲ川
ヲ植ヲ早ク
ヲ塀のよ
歌ヲ
押並ベ
前ヲ
ヲ家ヲ
ヲ
ヲ
渡ヲ
ヲ
ヲ

[illegible]
山路家来兼田与助子業の為九城のよ
よりこうのとえるへ久〳〵忠を川よんと欲
に山路名〳〵ことを私て城を
出門〳〵死城門へ狂入て福島細川支
家の勢石門の前まへ〳〵と城中の会釈
てきと門へ死ちりつを軍〳〵
乗抽〳〵切するといへ十幅をえの白縮一方に
天〳〵のま月の指物邪ゑ
に乗馬門を軍さ〳〵遠き大剣のごとく福島

細川支よの軍勢同志み門と吐と上て長く
〳〵抽也寺九の門物へ抽沽兒とえ〳〵城会四方
そり寺九へ落也りる汁山路名久〳〵忠一揆と名家
て二の九より寺九のる只そ人のちわる山路いな
九の城下へ弁忠度え上重い赤信代の家老本造方
馬估白旅をふ〳〵ふと城み打也下知
〳〵兒是と射〳〵落さんと抽
きとも急〳〵矢行と射そし
馬估一よふ〳〵寺九そり二
出〳〵防戦〳〵兒い三のよも城方も矢行と射そし

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

但し南北久々不定と雖も進撃甚だ
不遜捕ふるに手間取久しと雖も
早く縄を打ち打ち取り候方矢止
めと申す合戦有之候処
敵勢の久々つゐ久しく恐れ保甲斐もなく捕
らんとの計略にて候哉と存じ
礼にて今日千余人の士卒と
功未だ知れず候得共
功第一山路久之丞二ヶ所の
陣の後也此二十石

千石ゟ

那て橋よりの方沈田三方ゟ府城迄
て五ヶ所の砲士一ヶ所の府中ゟ
鴻方長一里半の城あ
若方より一里ばかり
角打うと打ち
前ゟ手ゟ可児文蔵兵介
添の町屋へ火を掛ける煙
沈田勢付ると橋より通ゟ
ちゝゟ沈田家の若共大
沈田家の若共大

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

とい云ます一正別ニ一ノ社
えとい抜きてえんと大よ
元も番神ぞう書いて
及ひう并作文作用代元
正別へ云えと甲斐ノ
へ対候一云語一ふ唯今
布ぬ味方ぬ大変出来
とこのぬ解えて正ぬ門府
なれぬ外ぬる正別と一
ふの外ぬ解言ぬう番神



事の代国家の武功ぬ
ぬのふいも正別ぬいぬ
の後ぬ勲功の元許ぬ
云結合ハへとしふ揮
唯ぬるも門府云防為と
ハ宣ぬ并ハへとぬ
時武功ぬ共ぬ九今
ぬて合点のえて
ふえる為ぬ正別ぬ
のは下ぬふぬ両国と

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

特 3
1





鴻巣村
幸田氏
藏書之記

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160

ガラス使用